

平成 27 年 6 月 23 日  
条例第 29 号

## 目次

### 前文

### 第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）

### 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条－第 13 条）

### 第 3 章 ふじみ野市男女共同参画推進審議会（第 14 条－第 16 条）

### 第 4 章 ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員（第 17 条）

### 第 5 章 雑則（第 18 条）

### 附則

日本国憲法には、個人の尊厳と法の下での平等がうたわれており、男女共同参画社会の形成は、我が国の社会を決定する最重要課題の一つとして位置付けられるものである。

これを踏まえ、ふじみ野市では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として、ふじみ野市男女共同参画基本計画を策定し、様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今日においてもなお性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣行は根強く、雇用不安や虐待、ドメスティック・バイオレンス、多様な性のあり方等の様々な問題の根底をなし、顕在化を助長している。

このような状況を踏まえ、政策及び方針の決定過程への女性の参画や男女が共に家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立しやすい環境の整備は、緊急な課題となっている。

また、ふじみ野市では、少子高齢・人口減少化社会が進展する中であって、子育て世代の支援や社会的弱者に配慮した防災等のまちづくりなど、社会情勢の変化に伴う地域の課題を解決する上で、男女共同参画のまちづくりを推し進めることは必要不可欠となっている。

そのため、ふじみ野市では、市、市民、事業者等が一体となって、男女が互いの人権を尊重し、共に責任を分かち合い、個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、「だれもが自分らしく活躍するまちふじみ野」を目指し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることに

より、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的是正措置 第1号に規定する機会の男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動によって相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者又は当該関係にあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は社会的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) 男女が個人としての尊厳を重んじられること。
- (2) 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。
- (3) 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 男女が性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。
- (5) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。
- (7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (8) 国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、かつ、計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるような環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場所において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現

(2) 性別に起因する暴力を助長し、又は是認する表現

(3) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(市の施策)

第9条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 市民及び事業者に男女共同参画に関する理解を深めるために必要な普及啓発活動並びに男女共同参画を推進する活動の情報及び学習機会の提供その他の支援に関すること。

(2) 学校教育、社会教育その他幼少期から高齢期までのあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するために必要な措置に関すること。

(3) 事業活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるように、子

育て、介護等の支援に関すること。

(4) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの防止並びにこれらの被害を受けた者に対する必要な支援に関すること。

(5) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に、参画する機会の格差が生じないように、男女共同参画の推進に資する人材の育成、登用及び活用における積極的是正措置に関すること。

(6) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報収集及び調査研究に関すること。

(基本計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、ふじみ野市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(基本計画の年次報告)

第11条 市長は、毎年度、基本計画の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第12条 市長は、男女共同参画に関する施策等について、総合的かつ計画的に取り組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。

(相談窓口)

第13条 市長は、市民が性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権を侵害された場合の相談を受けるための窓口を置くものとする。

2 市長は、前項の相談を受けた場合においては、他の機関と連携を図り必要な支援を行うものとする。

### 第3章 ふじみ野市男女共同参画推進審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第14条 次の事項を調査及び審議するため、審議会を置く。

(1) 基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項

(審議会の組織)

第15条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し、知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員

(苦情の申出及び処理)

第17条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民又は事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。

3 苦情処理委員は、前項に規定する申出があった場合は、必要に応じて、前項の施策を実施する市の執行機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該執行機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うことができる。

#### 第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会条例の廃止)

2 ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会条例（平成26年ふじみ野市条例第2号）は、廃止する。